

## 第 5 5 号議案

足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 3 月 1 7 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例

足立区国民健康保険条例（昭和 3 4 年足立区条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条の 3 第 1 号中「保健事業に要する費用の額」の次に「、法第 8 1 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第 2 項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額、同条第 1 項第 2 号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第 2 項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額の 2 分の 1 に相当する額」を加え、同条第 2 号中「法第 7 2 条の 4 」を「法第 7 2 条の 5 」に、「その他」を「、法第 8 1 条の 2 第 1 項の規定による交付金並びにその他の」に改める。

第 1 5 条の 4 第 1 号中「1 0 0 分の 6 . 3 0 」を「1 0 0 分の 6 . 4 5 」に、「1 0 0 分の 5 3 」を「1 0 0 分の 5 4 」に改め、同条第 2 号中「3 万 2 , 4 0 0 円」を「3 万 3 , 9 0 0 円」に、「1 0 0 分の 4 7 」を「1 0 0 分の 4 6 」に改める。

第 1 5 条の 8 中「5 1 万円」を「5 2 万円」に改める。

第 1 5 条の 1 2 第 1 号中「1 0 0 分の 2 . 1 7 」を「1 0 0 分の 1 . 9 8 」に、「1 0 0 分の 5 5 」を「1 0 0 分の 5 4 」に改め、同条第 2 号中「1 0 0 分の 4 5 」を「1 0 0 分の 4 6 」に改める。

第 1 5 条の 1 6 中「1 6 万円」を「1 7 万円」に改める。

第 1 6 条の 4 第 1 号中「1 0 0 分の 1 . 7 9 」を「1 0 0 分の 1 . 6

4」に改め、同条第2号中「1万5,300円」を「1万4,700円」に改める。

第16条の5中「14万円」を「16万円」に改める。

第19条の2各号列記以外の部分中「51万円」を「52万円」に、「16万円」を「17万円」に、「14万円」を「16万円」に改め、同条第1号ア中「2万2,680円」を「2万3,730円」に改め、同号ウ中「1万710円」を「1万290円」に改め、同条第2号中「24万5,000円」を「26万円」に改め、同号ア中「1万6,200円」を「1万6,950円」に改め、同号ウ中「7,650円」を「7,350円」に改め、同条第3号中「45万円」を「47万円」に改め、同号ア中「6,480円」を「6,780円」に改め、同号ウ中「3,060円」を「2,940円」に改める。

付則第4条を削り、付則第5条を付則第4条とし、付則第6条を付則第5条とし、付則第7条を付則第6条とする。

#### 付 則

##### ( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

##### ( 経過措置 )

- 2 この条例による改正後の足立区国民健康保険条例第14条の3、第15条の4、第15条の8、第15条の12、第15条の16、第16条の4、第16条の5及び第19条の2の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

##### ( 提案理由 )

国民健康保険法の改正に伴い、規定を整備する必要があるとともに、保険料率等を改定する必要があるので、この条例案を提出いたします。